五　一般材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十一年十月四日農林水産省告示第千六百八十一号）
六　構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十二年四月二十七日農林水産省告示第五百一号）
七　単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第千五百九十八号）
八　集成材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成八年二月十四日農林水産省告示第百九十六号）
九　畳表の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十三年二月二十三日農林水産省告示第二百三十一号）
十　合板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十一号）
十一　有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百十五号）
十二　製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十九年十一月二十二日農林水産省告示第千四百六十五号）
十三　直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十二号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる製造業者等の認定の技術的基準等の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　集成材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十三号）
二　フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十四号）
三　単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十五号）
四　構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十六号）
五　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）
六　ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）
七　熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十号）
八　ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十一号）
九　チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十二号）
十　炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十四号）
十一　果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十五号）
十二　にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林省告示第千二百四十六号）
十三　豆乳類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十七号）
十四　即席めんについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十三日農林水産省告示第千二百七十六号）
十五　ドレッシングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百九号）
十六　醸造酢についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十号）
十七　乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十一）
十八　ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十二号）
十九　しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十三号）
二十　トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十五号）
二十一　ジャム類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十二号）
二十二　異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十四号）
二十三　ぶどう糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十五号）
二十四　食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十六号）
二十五　食用精製加工油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十七号）
二十六　精製ラードについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十九号）
二十七　マーガリン類及びショートニングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十号）
二十八　植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十一号）
二十九　煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十四号）
三十　削りぶしについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十九号）
三十一　農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月八日農林水産省告示第千四百三号）